様式１－２別紙（第５関係）

野辺地町医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　野辺地町医療・福祉職子育て世帯移住支援金に関する報告及び立入調査について、県及び町から求められた場合には、それに応じます。

２　支援金事務の取扱いに必要な事項を、県及び町が公募等で確認すること及び関係機関に確認することに同意します。

３　以下の場合には、野辺地町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱に基づき、支援金の全額、半額又は４分の１相当を返還します。

（１）全額

①　虚偽の申請等が判明した場合

②　申請日から３年未満に町から県外に転出した場合（町から県内の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）

③　養成機関を退所した場合

④　養成機関の卒業に必要な単位の取得に至らなかった場合

⑤　養成機関を卒業後、１年以内に事業対象資格の取得に至らなかった場合

　　　⑥　その他県及び町が全額の返還が適当であると認めた場合

　（２）半額

①　申請日から３年以上５年以内に町から県外に転出した場合（町から県内の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）

②　養成機関を卒業後、１年以内に事業対象資格を取得したものの、当該資格に基づく業務に従事するため対象施設等に就業しなかった場合

③　養成機関を卒業後、１年以内に事業対象資格を取得し、且つ、当該資格に基づく業務に従事するため対象施設等に就業するも、就業後１年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合

④　その他県及び町が半額の返還が適当であると認めた場合

（３）４分の１相当の返還

①　養成機関を卒業し、事業対象資格取得の上、当該資格に基づく業務に従事するため対象施設等に就業するも、１年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合

　　　②　その他県及び町が４分の１相当の返還が適当であると認めた場合

--------------------------------------------------------------------------------------

野辺地町医療・福祉職子育て世帯移住支援金に係る個人情報の取扱い

　県及び町は、野辺地町医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付に際して得た個人情報について、県及び町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、県及び町は、当該個人情報について、青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業の円滑な実施のため、申請年度以降も他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。